

18歳になる あなたへ

考えろ！ すぐ先の未来

契約は慎重に

クーリングオフができるのは、法律で定められた取引だけであり、たとえクーリングオフをしてもすべての事業者が全額を返還してくれるとは限らない。契約トラブルを避けるために、「契約書を必ず読む」、「わからないことは質問する」、「販売事業者の情報を確認する」、「確認書にはその場でサインせず持ち帰る」などを覚えておこう。

身に覚えのない請求

クレジットカードが不正利用される手口や原因として多いのは、フィッシング詐欺、スキミング（クレジットカード偽造）、ネットショッピング詐欺などがある。不正利用されているかと思ったらすぐにクレジットカード会社に連絡をしよう。対策として、「定期的に利用明細を確認する」、「支払いをしたら通知が届くようにする」などの方法があるので活用しよう。

マルチ商法

大学生を中心に「簡単に儲かる」などと誘われて被害にあっている人が多くいる。親しい人から誘われて断りにくく、流されて契約してしまいがちですがはっきりと断る勇気が必要である。契約書面を渡された日から、20日間を経過するまでの間はクーリングオフを行うことができる。契約書がなく契約相手が分からなくて解約ができないという状況を防ぐために、契約時に「住所、会社名（氏名）、電話番号」を確認しよう。

支払い方法を確認

クレジットカードが自動的にリボ払いに設定されていたり、リボ払いしかできない「リボ専用カード」がある。リボ専用カードは「一括払い」と告げてもしリボ払いになる。リボ払いは、支払期間が長くなるほど手数料も多くかかるため、きちんと確認してそもそもリボ払いをしないようにしよう。

上記のようなものの他にもいろいろなトラブルが身近に潜んでいるのでこれをきっかけに調べてみよう。トラブルに巻き込まれたときは、**ひとりで悩まないようにしよう。**

消費者ホットライン
いやや
188

湯沢市消費生活センター
0183-72-0874

制作：湯沢翔北高等学校総合ビジネス科